

第4章 個別施設（8施設）の調査結果

第1 川口市立グリーンセンター（直営）

1 設置根拠

川口市立グリーンセンター設置及び管理条例（昭和54年3月15日条例第15号）

2 設置目的

グリーンセンターは、農業の振興を図るとともに、緑地を保全し、市民の憩いの場所及びレクリエーション施設を提供して心身の健康増進に資し、あわせて学術の研究及び青少年の自然科学知識と教養の向上に寄与することを目的としている。

3 事業概要

平成30年度における事業内容は、以下のとおりであった。

（1）庭園管理事業

（2）花き園芸事業

ア 大温室等における熱帶植物の現有品種の保存及び展示

イ 職業体験等に係る実習依頼

ウ 園芸植物に係る栽培技術の普及及び啓発

エ 球根温度処理施設における生産技術の向上及び花き園芸の振興

（3）大集会堂等の施設の利用提供

（4）わんぱく広場（レクリエーション施設）

（5）流水プール場、アイススケート場

4 施設等の概要（平成30年4月1日現在）

（1）所在地

川口市大字新井宿700番地

（2）開設年月日

昭和42年11月1日

（3）敷地面積、建築面積、延床面積等

敷地総面積 158,472.93 m²

（内訳）花木植物園 98,927.64 m²

園芸振興施設 20,128.09 m²

わんぱく広場 21,400 m²

流水プール場 18,017.20 m²

上記の面積は所管課資料によるものであるが、固定資産台帳に記載されている面積とは相違している。台帳上の面積は 138,483.17 m²であった。

【指摘 18】固定資産台帳の正確性の確保

「第 3 章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 5 固定資産台帳の整備状況 (2) 固定資産台帳の整備状況 イ 固定資産台帳の正確性」参照。

(4) 沿革

昭和 42 年 11 月 グリーンセンター川口市立花木植物園開園
昭和 54 年 1 月 農事組合法人川口市養鶏組合解散
昭和 54 年 4 月 川口市立グリーンセンターに改称
昭和 54 年 7 月 流水プール場開場
昭和 60 年 11 月 わんぱく広場開場

5 将来的な方向性

(1) 条例に基づく業務

グリーンセンターにおける現在の業務は、3 事業概要に記載のとおりであるが、設置及び管理条例における業務は以下のとおりであった。

- ア 花木その他の植物の育種及び新品種の増殖、普及並びに花き園芸技術の向上に関すること。
- イ 農業後継者養成のための研修に関すること。
- ウ 植物等についての学術研究及び自然科学知識の普及向上に関すること。
- エ 園芸振興施設、花木植物園、レクリエーション施設及び会議施設の提供に関すること。
- オ 花木植物園、流水プール場及びアイススケート場の管理に関すること。

(2) 事業内容の変化

設立当初は、グリーンセンターの設置目的の最初に「農業振興」が掲げられていたが、グリーンセンター内に事務所を設置していた農事組合法人川口市養鶏組合が、昭和 54 年 1 月に解散した。さらに、農業後継者育成事業としての園芸研修制度を、昭和 61 年 3 月に廃止している。また、原種採取ほ場（通称 母木園）を平成 25 年 7 月に縮小し、その 5 年後の平成

30年12月には解体している。

このように、当初の設置目的の大きな柱だった農業振興が徐々に後退し、現在は、市民の憩いの場所及びレクリエーション施設という位置づけがメインとなっており、条例が想定していた事業内容とは、だいぶ変化してしまっている。

【指摘 27】状況変化に応じた条例の改正

グリーンセンターの設置根拠となっている条例は、昭和 54 年 3 月に制定されたものである。それゆえ、条例制定から約 40 年経過した現在では、実際の事業内容が必ずしも条例と一致していない状況が生じている。

実際の事業内容に変化が生じたのであれば、それに応じて条例も改正するべきである。事業内容は市民からの要望に応じて変化することは当然であり、条例の規定にとらわれない適時な変化は、市民サービスのためには必要なことである。したがって、その変化に応じて条例も適時に改正するべきである。

(3) 有料入園者数の推移

グリーンセンターを今後どのように運営していくのか、どのような施設として位置づけるのか、市としては大きな問題であると同時に、市民としても大きな関心事である。

現状のように、市民の憩いの場所及びレクリエーション施設に重きを置いて運営していくにしても、開園から既に 50 年超が経過しており、施設全体の老朽化は誰の目にも明らかである。このことが影響しているからなのか、有料入園者数は減少の一途をたどっている。過去 5 年間の有料入園者数の推移は下表のとおりである。

	大人	小人	計（人）
H26 年度	160,092	83,163	243,255
H27 年度	155,647	81,624	237,271
H28 年度	154,349	77,137	231,486
H29 年度	152,845	77,394	230,239
H30 年度	136,281	68,026	204,307

出所：川口市資料

有料入園者数は、上表のとおり平成 26 年度からの 5 年間で約 15% も減少している。このような状況を踏まえて、市はグリーンセンターについて

の将来構想に関する計画策定を図っている。

(4) 将来方向性の確定に向けた動き

ア グリーンセンター将来構想（案）

平成 26 年度において、グリーンセンターは主体的に、将来構想（案）を外部業者に委託して策定している。当該構想（案）では、コンセプト及び基本方針を設定し、それに基づいた将来構想図及び整備イメージを明確化し、そのための段階的な整備方針を検討していく必要があるとしている。

このように、外部委託して策定した将来構想（案）であったが、当時としては、これに関する具体的な動きは何もなかった。

【意見 19】グリーンセンター将来構想（案）に関する対応

グリーンセンター将来構想（案）は、グリーンセンターが主体的に策定したものであるが、当時としては、その構想（案）に沿った具体的な動きはできなかった。しかし、せっかく作ったものだから、それが具体性をもった動きになるように、府内で議論を重ねるべきであった。ただし、費用は県の補助金で全額が賄われていたため、市の負担は無かった。

なお、当該将来構想（案）は、令和元年度に策定しているグリーンセンター活性化基本計画の前段となる基本構想の部分として活用されている。

イ パークマネジメント調査委託

市は、平成 30 年度において、パークマネジメント調査委託を株式会社フジテレビジョンに委託し、その報告書を受領している。当該報告書において、現状分析による検討課題を抽出し、それを基に集客・収益向上を目的とした運営手法を提案している。さらに、エリアごとの具体的な事業イメージや、民間活用による官民連携の方策も報告書に盛り込まれている。

ウ グリーンセンター活性化基本計画策定委託

令和元年度において、活性化基本計画策定のために、府内検討委員会と活性化基本計画検討委員会の二つの委員会が設置されている。府内委員会は市の職員により構成される委員会で、市の方針決定に係る議論を進め、活性化基本計画検討委員会は外部識者により構成される委員会で、具体的な計画策定を進めるためのものである。

両委員会の議論の中でグリーンセンターの目標とする将来像がイメー

ジ化され、それが市のホームページにも掲載されている。この将来像は、屋内外の植物展示ゾーン、自然体験アスレチックゾーン、そして、大型遊具ゾーンで構成されている。このことは、植物知識を「まなぶ」だけでなく、植物と共に「あそぶ」こと、そして、自然との「ふれあい」の場をつくり、公園的機能を活かした「いこい」の場を提供することが基本ビジョンとなっている。

【意見 20】グリーンセンターの将来的方向性の確定及び早期実現

グリーンセンターについて、設立当初の設置目的の一つであった「農業振興」が後退したこと、さらに、入園者数が減少傾向にあることを上述した。さらに、上述の中で少し触れたのが施設の老朽化である。開園から既に 50 年超が経過しており、訪問した際には施設全体の古さが印象深く感じられた。

施設の維持管理として都度の修繕改修は実施されているが、施設全体の大規模改修は実施されていない。そのことが、「古さ」の印象に影響を与えている可能性は大きい。また、今回の包括外部監査の中で、公共施設点検マニュアルに基づく劣化度評価を、花きセンター、流水プール場及び大集会堂について調査依頼した。その結果は、以下のとおりであった。

	得点	摘要
花きセンター	7.2 点	評価総合点を 100 点とみなしている。
流水プール場	5.9 点	同上
大集会堂	4.1 点	同上

出所：川口市資料を加工

上表から分かるように、各施設の劣化度は著しく進行していることから、市の財産であるグリーンセンターを再生するために、現在進めている会議体の議論を加速化させ、早期に将来の方向性を確定し、その実現に向けて取り組むべきと思料する。

6 所管課及び運営形態

所管課：経済部グリーンセンター

運営形態：直営

運営形態として指定管理者制度も選択肢にあるはずだが、市は当該制度の導入に関して検討をしていない。

ここで、グリーンセンターにおける収入の過去5年間の推移を見てみる。

(単位：千円)

	植物園	プール	計
H26 年度	104,955	27,539	132,494
H27 年度	102,807	25,424	128,232
H28 年度	101,455	25,400	126,856
H29 年度	101,904	25,622	127,526
H30 年度	92,454	26,618	119,072

出所：川口市資料

【意見 21】指定管理者制度等導入の検討

上表から分かるように、収入は減少傾向にある。平成 26 年度からの 5 年間で比較しても、収入が約 10% も減少していることが分かる。また、「5 将来的な方向性（3）有料入園者数の推移」で記載したとおり、入園者数は直近 5 年間で約 15% も減少している。このように、収入面及び有料入園者数面ともに減少傾向にあることから、何らかの対策を講ずる必要がある。

運営形態として指定管理者制度等を導入することで民間活力を市民サービスに取り組むことが可能になるわけであるが、活性化基本計画に基づいた再整備や大規模改修の完了後においては、指定管理者制度その他の民間活力が導入されることが望ましいと考える。そのためにも、活性化基本計画を策定する中で、早急に導入の検討を進めるべきと思料する。

7 施設の維持管理

（1）固定資産台帳上の価額（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(単位：千円)

	現在簿価	取得価額
土地	8,749,169	8,749,169
建物	287,924	1,767,086
工作物	12,171	25,338
合計	9,049,266	10,541,595

出所：川口市資料

（2）アセットマネジメント

ア 施設の維持管理点検の状況

公共施設点検マニュアルに基づいた点検は実施されていないが、建築

物定期検査を3年に1回実施している。前回の実施は、平成28年度であった。

イ 施設の耐震化の状況

グリーンセンター内の60施設の内、3施設のみ平成20年度に耐震診断を実施している。これらの状況をまとめたのが下表である。

	施設数	耐震診断	診断結果
大集会堂	1	実施済	補強不要
レストハウス	1	実施済	補強不要
花きセンター	1	実施済	未補強
その他	57	未実施	—
計	60		

出所：川口市資料を加工

耐震診断を実施しておきながら、花きセンターに関しては補強未済の状態である。また、耐震診断未実施の施設がほとんどであり、その中には、建築年が昭和30年代のものが多数存在している。

【指摘28】耐震診断の完全実施及び診断結果に対する早期対応

活性化基本計画の策定が進行している現状においては、耐震診断の完全実施を求めるべきなのは議論の余地がある。しかし、施設建物は現在も使用しているわけであり、大規模地震が発生した場合に、建物内の市民の安全を守ることができるのであるのかについて考える必要がある。

少なくとも、耐震診断を実施しておきながら補強が未済となっている花きセンターについては、何らかの対応を早急に実施すべきである。

ウ 施設整備、改修計画

平成30年度にパークマネジメント調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、令和元年度には、施設全体の再構築を推進するための活性化基本計画を策定中である。しかし、これらは最近1年～2年の動きであって、それ以前には中長期の改修計画は無かった。修繕の必要性に応じて、都度の維持修繕が実施されてきたということである。それらの実績は下表のとおりである。

(単位：千円)

	修繕件数	修繕金額	平均額
H28年度	106件	20,892	197

H29 年度	69 件	12, 570	182
H30 年度	81 件	15, 369	189
計	256 件	48, 832	190

出所：川口市資料を加工

また、上表のような細かな修繕の他に、設備改修工事も実施している。平成 30 年度の設備改修工事の内容を表にまとめると、以下のとおりである。

(単位：千円)			
契約形態	件数	契約金額	平均額
指名競争入札	10 件	137, 445	13, 744
随意契約	5 件	1, 893	378
計	15 件	139, 339	9, 289

出所：川口市資料を加工

【指摘 29】施設整備、改修のための中長期計画の不存在

グリーンセンターにおいては、毎年度維持修繕及び施設改修工事が実施されてきたが、それらは必要に迫られて実施された修繕であって、中長期計画に基づいた修繕ではない。100 億円超を投じた大規模施設であるにもかかわらず、開園から約 50 年経過するに至るまで、施設全体の維持修繕及び園の長期的な方向性を示す計画が示されなかつたことは問題である。

本来であれば、市の長期的なビジョンの中に指針として示され、それを具体化した中長期計画を策定すべきであった。このような市の明確な意思が示されなかつたために、施設の老朽化が徐々に進行し、現在に至つたと言える。

(3) 工事契約

平成 30 年度の工事契約は 15 件あつたが、その内の高額な工事案件（指名競争入札 4 件）を抽出し、その契約内容を検証した。

ア 外柵補修工事

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 30 年 11 月 2 日	
2	工事場所	川口市新井宿 700 地内	

3	工期	平成 30 年 11 月 2 日～ 平成 31 年 3 月 8 日	
4	契約金額（税込）	31,320,000 円	
5	変更契約金額（税込）	2,246,400 円	増額
6	契約保証金	請負代金額の 10 分の 1 以上	保証証書（3,132,000 円） 保証金の増額なし
7	前払金	12,520,000 円	平成 30 年 11 月 2 日
8	中間前払金	6,260,000 円	請求なし
9	契約業者	株式会社荒木建設（川口市）	
10	工事完成通知書	平成 31 年 3 月 8 日	
11	完成検査結果通知書	平成 31 年 3 月 12 日	
12	検査済書	平成 年 月 日	
13	請求書	21,046,400 円	平成 31 年 3 月 15 日
14	予定価格（税込）	33,048,000 円	
15	落札率	94.8%	

（イ）契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成 30 年 10 月 9 日

契約執行伺書：平成 30 年 10 月 9 日（起案日）

平成 30 年 10 月 10 日（決裁日）

c 入札結果（平成 30 年 10 月 26 日）

（単位：円）

業者名	金額（税抜）	結果	摘要
有限会社山中建設		辞退	入札辞退届：平成 30 年 10 月 25 日
株式会社荒木建設	29,000,000	落札	
株式会社 S.P.G	29,400,000		
有限会社米川工業	29,430,000		
有限会社有好設備	29,750,000		
伊藤土建株式会社	29,800,000		
株式会社桜井土木	29,800,000		
野村建工株式会社	29,950,000		

d 変更契約の理由

契約締結変更伺書に、下記のとおり変更理由の記載があった。

「本工事において、外柵を設定する 47.5m の区間がグリーンセンターと隣地との官民堺に高低差が生じるため、フェンス基礎の形状を小型重力式擁壁（A）に変更するものです。

また、隣接する赤道に井戸送水管が埋設されており、今後切り回し等の移設工事が考えられることにより、60.2m の区間は、既設フェンスを撤去し、仮設フェンスの設置に併せて変更するものです。」

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 変更契約の理由

変更理由として「外柵を設定する 47.5m の区間がグリーンセンターと隣地との官民堺に高低差が生じるため」とあるが、このような状況は当初の契約締結以前に把握しておくべきものである。

【指摘 30】変更契約締結における変更理由としての妥当性

競争入札の手続きを経て受注業者を決定することは、市は労力的にも予算的にもかなりの負担をすることになることから、その決定手続きは厳密な準備のもと進めるべきである。したがって、工事内容も仕様書も、過不足のない合理的なものであるべきである。

本工事による変更契約は、外的要因に基づく理由により締結されたものであったが、そのような状況をも考慮に入れ、事前調査を徹底するべきである。そうすることで、変更契約締結のための追加作業という無駄を省くことにつながるわけで、常にコスト意識をもつて業務を進めるべきである。

b 検査通知

建設工事請負契約基準約款の第 30 条第 2 項には、受注者から工事完成通知を受けた場合には、発注者は受領日から 14 日以内に検査を完了し、その検査結果を受注者に通知しなければならないと規定されている。しかし、本工事における検査結果（検査済書）の写しを確認することができなかつた。

市に確認したところ、原本を受注者に渡しており、書面としてその写しを検査室及び建設部のいずれにおいても保存していなかつた。

【指摘 31】検査済書の写しの文書での保管

検査済書を契約業者に発行することにより、契約業者は自らが実施した工事の合否結果を知ることができる。そして、建設工事請負契約基準約款第 31 条第 1 項には、受注者は、発注者の検査に合格したときには、請負代金の請求をすると規定されている。

しかし、本工事の関連資料を調査した限りでは、検査済書の写しを確認することができなかつた。市の説明では、検査済書を契約業者に発行後はシステム内にデータとして保存し、書面では残していないとのことだった。実際に、後日システムから印刷した検査済書を確認することができた。

結果的に検査済書を確認することはできたが、契約基準約款に基づく検査結果の通知、その通知を受けての受注者による請求書の発行、そしてその請求書に基づく支払行為という一連の業務の有効性を第三者に証明するためにも、市は証拠資料として検査済書の写しを文書で保管しておくべきである。

さらに、これまで市では、工事請負費（1 件 50 万円超）の支出命令書審査のための添付資料として完成結果報告書を指定していたが、契約基準約款の規定内容に沿った取り扱いとすることを踏まえ、今後は、検査済書の写しを添付資料とするべきである。

c 契約保証金の増額

建設工事請負契約基準約款第 4 条第 4 項によれば、請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができるようになっている。しかし、変更契約書における契約保証金に関しては、保証証書の変更なしと記載されていた。

【意見 22】契約保証金の増額請求

受注者から契約保証金を受領する意味は、受注者の請負契約上の義務履行を確保するための担保である。この契約保証金に関して契約基準約款に規定されており、発注者の権利として明確にされている。そして、この契約保証金をより実効性のあるものとするために、請負代金の変更があった場合に対しても、契約基準約款において規定されているのである。しかし、市は、変更契約においては、保証金の増額を請求していない。

契約保証金は不測の状況に備えた措置であり、市に認められた契

約上の権利である。そうであるからこそ、変更契約により請負代金が増額された場合には、その増額に基づき保証金の増額を請求するべきである。

ただし、変更契約による少額の増額に対しても保証金の増額を請求するとなると、その事務手続きが煩雑となるだけで、その効果が少ないとから、増額幅に基準を設けるなどして運用するべきと思料する。

イ グリーンセンターレストハウス改修工事

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 30 年 12 月 20 日	
2	工事場所	川口市新井宿 700	
3	工期	平成 30 年 12 月 20 日～ 平成 31 年 3 月 22 日	
4	契約金額（税込）	15,616,800 円	
5	変更契約金額（税込）	907,200 円	増額
6	契約保証金	請負代金額の 10 分の 1 以上	保証証券 (1,561,680 円) 保証金の増額なし
7	前払金	6,240,000 円	請求なし
8	中間前払金	3,120,000 円	部分払いを選択
9	契約業者	有限会社奥山土建（川口市）	
10	工事完成通知書	平成 31 年 3 月 15 日	
11	完成検査結果通知書	平成 31 年 3 月 19 日	
12	検査済書	平成 年 月 日	
13	請求書	16,524,000 円	平成 31 年 4 月 1 日
14	予定価格（税込）	16,448,400 円	
15	落札率	94.9%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成 30 年 11 月 21 日

契約執行伺書：平成 30 年 11 月 21 日（起案日）

平成 30 年 12 月 3 日（決裁日）

c 入札結果（平成 30 年 12 月 19 日）

(単位：円)

業者名	金額（税抜）	結果
榎本建設株式会社		辞退
株式会社相馬建設工業		辞退
有限会社ますいいリビングカンパニー		辞退
有限会社奥山土建	14,460,000	落札
有限会社ヒルマ建設工業	15,000,000	
武南建興株式会社	15,100,000	
株式会社新郷河合建設	15,200,000	

d 変更契約の理由

想定外の地中障害物等が発生したため。

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 検査通知

「ア 外柵補修工事」と同様。

【指摘 31】検査済書の写しの文書での保管

「ア 外柵補修工事 (ウ) 監査で把握した問題点等 b 検査通知」参照。

b 契約保証金の増額

「ア 外柵補修工事」と同様。

【意見 22】契約保証金の増額請求

「ア 外柵補修工事 (ウ) 監査で把握した問題点等 c 契約保証金の増額」参照。

ウ 白鳥池浚渫及び護岸補修工事

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 30 年 10 月 24 日	
2	工事場所	川口市新井宿 700 地内	

3	工期	平成 30 年 10 月 24 日～ 平成 31 年 3 月 20 日	当初期限：平成 31 年 3 月 8 日
4	契約金額（税込）	21,870,000 円	
5	変更契約金額（税込）	5,864,400 円	増額
6	契約保証金	請負代金額の 10 分の 1 以上	保証証書 (2,187,000 円) 保証金の増額なし
7	前払金	8,740,000 円	平成 30 年 11 月 12 日
8	中間前払金	4,370,000 円	請求なし
9	契約業者	東都工業株式会社 (川口市)	
10	工事完成通知書	平成 31 年 3 月 18 日	
11	完成検査結果通知書	平成 31 年 3 月 20 日	
12	検査済書	平成 年 月 日	
13	請求書	18,994,400 円	平成 31 年 3 月 28 日
14	予定価格（税込）	22,993,200 円	
15	落札率	95.1%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 3 号)

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成 30 年 9 月 25 日

契約執行伺書：平成 30 年 9 月 25 日 (起案日)

平成 30 年 9 月 26 日 (決裁日)

c 入札結果 (平成 30 年 10 月 17 日)

(単位：円)

業者名	金額（税抜）	結果
東都工業株式会社	20,250,000	落札
啓有建設工業	20,660,000	
株式会社フソウ	20,660,000	
株式会社斎忠土木	20,700,000	
株式会社富士土木興業	20,700,000	
有限会社大伸土木工業	20,800,000	
株式会社桜井土木	20,800,000	
大杉建設株式会社	20,900,000	

d 変更契約の理由

池内での平均堆積厚が想定より 4 cm 厚く、浚渫工が 153.8 m³から 215.3 m³に変更したため。また、土量の増加により浚渫工に時間を要するため。

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 検査通知

「ア 外柵補修工事」と同様。

【指摘 31】検査済書の写しの文書での保管

「ア 外柵補修工事 (ウ) 監査で把握した問題点等 b 検査通知」参照。

b 契約保証金の増額

「ア 外柵補修工事」と同様。

【意見 22】契約保証金の増額請求

「ア 外柵補修工事 (ウ) 監査で把握した問題点等 c 契約保証金の増額」参照。

c 当初契約の妥当性

当初契約書に添付されている数量計算書の浚渫工調書を見ると、浚渫工は 153.8 m³であり、その算式は 1537.9×0.1 である。このように、平均堆積厚を 10 cm として計算していた。しかし、平均堆積厚が実は 14 cm だったということで、 1537.9×0.14 という算式により、浚渫工は 215.3 m³に変更された。

本工事は、「白鳥池浚渫及び護岸補修工事」であることから、工事の根幹をなす部分の計算に変更が生じたことになる。

【意見 23】当初契約の仕様書の妥当性

当初契約書の仕様書を作成する段階で平均堆積厚を 10 cm として計算していたわけだが、これは事前調査に基づいて算定したものであった。しかし、実際に全ての水を抜いたところ、実際の堆積量がそれ以上に多かったということである。

しかし、ここでの数量計算がより正確であれば、予定価格もより正

確に算定されることになり、それが契約金額にも影響してくることになる。事実、変更契約では請負代金が 586 万円の増額となってしまった。もしも、当初から実際の値に近い平均堆積厚を算出していたら、入札結果も違ったものになっていたかもしれません。市が負担する請負代金総額が低く抑えられたかもしれない。このようなことから、当初契約締結のための仕様書は、今以上に細心の注意を払って作成するべきと思料する。

エ わんぱく広場斜面遊具改修工事

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 30 年 12 月 12 日	
2	工事場所	川口市新井宿 700 地内	
3	工期	平成 30 年 12 月 12 日～ 平成 31 年 3 月 20 日	
4	契約金額（税込）	18,900,000 円	
5	変更契約金額（税込）	658,800 円	増額
6	契約保証金	請負代金額の 10 分の 1 以上	保証証書（1,890,000 円） 保証金の増額なし
7	前払金	7,560,000 円	平成 31 年 1 月 8 日
8	中間前払金	3,780,000 円	請求なし
9	契約業者	株式会社庭研（川口市）	
10	工事完成通知書	平成 31 年 3 月 15 日	
11	完成検査結果通知書	平成 31 年 3 月 19 日	
12	検査済書	平成 年 月 日	
13	請求書	11,998,800 円	平成 31 年 3 月 25 日
14	予定価格（税込）	19,904,400 円	
15	落札率	95.0%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成 30 年 11 月 9 日

契約執行伺書：平成 30 年 11 月 9 日（起案日）

平成 30 年 11 月 14 日（決裁日）

c 入札結果（平成 30 年 12 月 5 日）

(単位：円)

業者名	金額（税抜）	結果
株式会社庭研	17,500,000	落札
株式会社柴道造園土木	17,600,000	
株式会社福田農園	17,700,000	
株式会社横山園芸	17,800,000	
株式会社枝堀園	17,900,000	
株式会社サクラギ	17,980,000	
有限会社霧島園	18,100,000	

d 変更契約の理由

遊具エリア脇にコンクリートが露出している箇所があり、工事依頼課の要望により新たにゴムマットを設置し、事故防止対策を行ったため。

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 検査通知

「ア 外柵補修工事」と同様。

【指摘 31】検査済書の写しの文書での保管

「ア 外柵補修工事 (ウ) 監査で把握した問題点等 b 検査通知」参照。

b 契約保証金の増額

「ア 外柵補修工事」と同様。

【意見 22】契約保証金の増額請求

「ア 外柵補修工事 (ウ) 監査で把握した問題点等 c 契約保証金の増額」参照。

8 物品等の管理

(1) 備品の購入手続き

平成 30 年度に購入した備品 5 件の内、契約金額の上位 2 件を抽出し、その購入手手続きについて検証した。その結果、1 件に関しては問題点等が

無かつたため記載を省略している。

ア 2t 塵芥車

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 30 年 4 月 27 日	
2	納入場所	グリーンセンター	
3	契約金額（税込）	8,424,000 円	
4	購入契約業者	新明和工業株式会社 (さいたま市)	
5	契約方法	指名競争入札	
6	契約締結伺書	平成 30 年 4 月 26 日	決裁日
7	請求書	8,424,000 円	平成 30 年 9 月 20 日
8	予定価格	**, ***, ***円	
9	落札率	**. *%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号）

b 指名業者選考

指名業者選定記録書：平成 30 年 4 月 9 日

契約執行伺書：平成 30 年 4 月 11 日（起票日）

c 入札結果（平成 30 年 4 月 26 日）

（単位：円）

業者名	金額（税抜）	結果	摘要
関東いすゞ自動車株式会社	8,000,000		
三菱ふそうトラック・バス株式会社			辞退
極東開発工業株式会社	7,880,000		
新明和工業株式会社	7,800,000	落札	
株式会社モリタエコノス	7,950,000		
株式会社関東マツダ	7,815,936		

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 備品購入の理由

本件は、契約金額が 8,000 千円を超える備品購入であるが、関連する書類を調査した中で、2 t 塵芥車を購入する理由を記載した書類を確認することができなかった。

【意見 24】備品購入理由の明確化

市の予算を使って備品を購入するのであれば、なぜその備品を購入する必要があるのかの理由を示したうえで、当該備品の購入可否についての決裁を受ける必要がある。決裁する側としても、新規購入なのか、備品の入替えなのかでも、判断に違いが出てくる可能性がある。新規購入であれば、市にとって本当にその備品が必要なのかという判断が加わるはずだし、入替えであれば、旧備品が陳腐化したのか、あるいは故障又は破損したのかという情報が必要になり、最終的には修繕で対応できないのかという判断が加わるはずである。

これに対して、市の説明では、備品購入に関しては予算要求時にその購入の可否を十分に検討していることから、購入時には理由を記載する必要がないとのことだった。

しかし、予算要求時に検討しているとはいえ、実際の購入時における見積書及びパンフレット等が添付されての検討では、その判断に少し違いが出てくる可能性もある。したがって、改めてその購入の可否を判断できるように、購入決裁の書類にはその理由を記載するべきと思料する。

(2) 備品等の現物確認及び除却

グリーンセンターにおいて、川口市財産規則に基づく備品管理がなされていることを確認するため、以下の手続を実施し、現物確認の結果に関する総合的な所見を記載した。

- ・備品台帳の記載内容が適切であることを確認するため、備品台帳の中からサンプルを抽出して現物との確認を実施した。
- ・備品台帳の記載内容が網羅的であることを確認するため、現場に設置されている現物の中からサンプルを抽出し、備品台帳に記載されているかを確認した。
- ・重要物品がある場合には、重要物品カードが作成され、適切に保管されているかを確認した。
- ・平成 30 年度において物品の返納（廃棄を含む）があったものについて

は、物品返納書を確認し、備品台帳において返納処理がなされていることを確認したうえで、現場確認時に該当する物品がないことを確認した。

・施設所管課が実施する備品の現物調査および報告の状況に関するヒアリングを実施した。

ア 備品台帳から現物への確認

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	20103003-90000017	医療用器具棚	培養室	○
2	20106023-90000002	ポール	ホールディングート	△
3	20112050-00000010	プールクリーナー	プール倉庫	○
4	20113002-90000037	発電機	バックヤード	○
5	20110502-00000064	軽貨物自動車	事務所裏の公用駐車場	○
6	20117021-90000013	診療台	救護室	○
7	20119054-90000007	ガスレンジ	大集会堂	○
8	20120001-90000001	像	大集会堂入口	○
9	20123003-90000133	テント	枝物倉庫	○
10	20123007-90000024	はしご	集荷作業所	○
11	20121001-90000008	寝台	宿直室	○

*1

*1 備品ラベルが貼付されていなかったが、現物を特定することができた。

イ 現物から備品台帳への確認

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	20102008-90002629	折たたみ椅子	緑のアトリエ	○
2	20103043-90000013	動力噴霧器	バックヤード	○
3	20105011-00000005	小型特殊自動車	ビニールハウス前	○
4	20105999-00000038	その他の車両船舶類	ミニ鉄道	○
5	20101014-90000023	演台	大集会堂	○
6	20120004-90000033	絵画	大集会堂	○
7	20103005-90000007	陳列戸棚	林間教室	○
8	-	像	大集会堂ロータリー	×

*2

*2 備品台帳に登録されていない備品であるが、誤って他の像（上記ア 備品台帳から現物への確認 No.8 20120001-90000001 像 大集会堂入口）のラベルが貼付されていた。

ウ 重要物品における固定資産台帳と現物の確認

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	20110502-00000064	軽貨物自動車	事務所裏の公用駐車場	○

2	20105011-00000005	小型特殊自動車	ビニールハウス前	○
3	20115999-00000038	その他の車両船舶類	ミニ鉄道	○

エ 施設所管課が実施する備品の現物調査及び報告の状況

グリーンセンターでは、毎年4月に契約課より備品の調査に関する通知を受け、備品実査は実施せず、備品台帳及び期中の増減報告を加味して「備品現在高報告書」を作成し、5月に契約課に報告している。

オ 備品確認における所見

備品確認の結果、川口市財産規則において求められる備品の管理レベルを概ね満たした管理状況であることが確認できた。

そして、施設内には寄贈品のベンチやオブジェ等も散見されたが、備品台帳における登録及び備品ラベルの貼付は確認できなかった。

また、備品台帳の「備品の設置場所」の欄には「グリーンセンター」と記載があるのみで、具体的な設置場所についての記載は確認できなかつた。

【指摘32】正確かつ確実な備品ラベル貼付を徹底すべきである。

川口市財産規則第41条では、備品に備品台帳と整合する備品ラベルを貼付して整理することを求め、備品ラベルを添付することができないものや不適当なものについては、備品ラベルに準じた方法で表示できるよう工夫することを求めている。

現物確認の結果、備品現物へのラベルの貼付漏れ、現物に貼付されたラベルの相違、表示確認が困難な場所へのラベルの貼付、経年劣化等による不明瞭なラベルの貼付、複数で1セットの備品についてのラベルの貼付漏れ等が発見された。

施設の中にある備品は、市所有のもの、指定管理者所有のもの、外部業者や利用者が一時的に設置しているものなど様々であり、どの備品が誰の所有に属するかを明瞭に判別できるようにする必要がある。

備品ラベルの添付は、現物管理の基本である。ラベルは確認可能な場所に明瞭かつ正確に、確実に貼付し、適切な備品管理に努めるべきである。

【指摘33】備品台帳に具体的な保管場所を記載すべきである。

川口市財産規則第62条における備品台帳（備品受払簿）では、備品の保管場所を記載する箇所を設け、備品の整理を求めている。しかしながら

ら、備品台帳には具体的な保管場所が空欄となって記載されていない。

備品台帳に具体的な保管場所を明記することは、備品の現物確認や業務引継の際に有用であり、物品の移動や滅失等の事象把握にも有用である。備品台帳に具体的な保管場所を記載すべきである。

【指摘 34】寄贈品は適正に管理すべきである。

市では備品の寄贈を受けた場合、通常の備品と同様の管理を行うものとしているが、備品台帳への登録の漏れ、ラベルの貼付漏れが散見され、適正に管理されていなかった。寄贈品はルールに従って適正に管理すべきである。

また、寄贈品は個別に受け入れを判断し、展示しているが、施設の設置目的に照らして展示するに相応しいか、判断に迷うものもあった。寄贈品の受入可能性及び展示の是非は、慎重に判断すべきである。

【指摘 35】現物確認の実施時期、実施方法を統一し、一定水準以上の管理精度を確保すべきである。

川口市財産規則第 52 条の 2 では、備品や固定資産の現物確認を実施することとしており、契約課は、毎年 4 月に現物確認の要請を施設所管課に発信し、5 月までに備品の保有状況の報告を求めている。しかし、現物確認の実施の時期や精度（現物実査、備品台帳との照合等）が適正とは認められなかった。

現物確認は備品管理の基本である。現物確認の実施時期、実施方法の統一化を図り、管理の精度向上に努めるべきである。

9 施設の利用状況

（1）過去 5 年間の利用者数の実績値及び目標値

（単位：人）

年度	有料			無料			総数	目標 (有料)	達成率
	大人	小人	計	大人	小人	計			
H26	160,092	83,163	243,255	147,969	79,319	227,288	470,543	234,900	104%
H27	155,647	81,624	237,271	149,757	82,724	232,481	469,752	235,000	101%
H28	154,349	77,137	231,486	159,375	81,221	240,596	472,082	258,000	90%
H29	152,845	77,394	230,239	166,050	81,302	247,352	477,591	259,000	89%
H30	136,281	68,026	204,307	149,598	71,384	220,982	425,289	257,000	79%

出所：川口市資料

上述の「5 将来的な方向性 (3) 有料入園者数の推移」で有料の利用者数を示したが、それに無料の利用者数を加え表にまとめたのが上表である。有料の利用者数は減少傾向にあるが、無料の利用者数は平成 30 年度を除けば増加傾向にあった。そのため、利用者総数も平成 30 年度を除き概ね増加傾向にあったことが分かる。

しかし、やはり市として意識すべきは有料の利用者数であり、それが減少傾向であること、さらに最近の 3 年間は、目標人数と比較して未達状態が継続している。また、有料利用者数の目標人数と実績人数の比率である達成率は、平成 26 年度からの 5 年間で 25 ポイントも減少しており、注視すべき点である。

【意見 25】目標利用者数の算定基準

有料の目標利用者数が、平成 28 年度から 2 万人以上増加しており、割合としては約 10% の増加率である。目標は達成不可能な理想値ではなく、容易には達成できないが、しかし努力することで達成可能な値として設定すべきである。

このような基準で目標値が算定されているのかについて、改めて検討する必要がある。将来のグリーンセンター再構築が実現した後の目標管理のために、今の段階から準備しておくべき内容と思料する。

(2) 利用料金

開園当初から現在までの入園料の改定状況は、下表のとおりである。

(単位：円)

	個人		団体		主な改定理由
	大人	学生・こども	大人	学生・こども	
S42. 11. 1	100	50	70	30	
S53. 10. 1	200	100	150	50	他園との比較、受益者負担の適正化
S61. 4. 1	400	200	300	150	収支の均衡
H01. 4. 1	410	200	300	150	消費税（3%）課税
H09. 4. 1	420	210	310	150	消費税率（5%）の引上げ
H10. 4. 1	300	100	220	70	入園者数増加を図るため
H26. 4. 1	310	100	220	70	消費税率（8%）の引上げ

出所：川口市資料

(3) 各種アンケート等の実施状況及び結果

平成 26 年 2 月 5 日から 24 日にかけて、街頭アンケート調査を実施し

た。アンケートの回収数は、新井宿駅で 210 票、東川口駅で 207 票、川口駅で 198 票であり、合計で 615 票であった。また、平成 27 年 4 月 25 日から 5 月 5 日にかけて、園内でサービス向上に関するアンケート調査を実施し、1,020 人から回答を得た。

回答の主なものは、入園料に関しては、妥当が 72% で、利用した感想としては、楽しかったが 76% であり、概ね市民が好印象を持っていることがうかがえる。しかし、その反面、グリーンセンターに行きたくないと回答した人の理由として「興味がない」が 79% であった。さらに、グリーンセンターに対する要望が「特にない」が 58% であり、改修する優先度が高い施設として「特にない」との回答が、57%～84% と高い値を示していた。また、お気づきの点としての回答では、バリアフリー化を希望する意見があった。

10 施設の運営管理

(1) 過去 5 年間の施設の収支状況

上述「6 所管課及び運営形態」において、過去の収入状況の一部を記載したが、ここでは過去 5 年間の収支の状況を、推移形式で下表にまとめた。

(単位：千円)

	収入				支出			収支差
	植物園	プール	農業費 県補助金	計	植物園	プール	計	
H26	104,955	27,539	—	132,494	294,305	63,519	357,825	△225,330
H27	102,807	25,424	—	128,232	274,674	59,712	334,387	△206,154
H28	101,455	25,400	—	126,856	271,509	61,460	332,969	△206,113
H29	101,904	25,622	25,000	152,526	354,927	60,319	415,246	△262,720
H30	92,454	26,618	—	119,072	544,160	61,247	605,408	△486,335

出所：川口市資料

上表で分かることは、一貫して支出が収入を上回っており、毎年度の収支差がマイナスの値を示しているという点である。平成 26 年度から平成 29 年度にかけては、2 億円台の赤字で推移していたが、平成 30 年度になると赤字幅が 4 億 8 千万円まで拡大している。特に、植物園の収支差が悪化しており、収入が 1 億円を下回ったのに対し、支出が過去 4 年間の平均支出額の約 1.8 倍に増大し、金額としては 5 億円超となっている。

【意見 26】将来の方向性確定の早期実現（収支面から）

当該施設に関する冒頭部分では、施設の老朽化の観点から、将来的な方向性の早期確定が必要である旨の意見を述べたが、同様のことが収支面からも言える。施設の老朽化と収支の悪化は表裏の関係にあるわけで、両者は連動していると言える。施設が老朽化することで魅力が減少し、その結果利用者数が減少して収入が減少することになる。また、施設の老朽化は維持管理費用の増加を招き、よって支出が増加することになるのである。

収支のバランスを図るには、施設全体の再構築が不可欠である。新グリーンセンターとして再出発することで、市民にその魅力を再認識してもらい、大勢の市民に利用してもらうことを希望する。そのためにも、将来の方向性確定の早期化に努めるべきと思料する。

（2）受益者負担割合

グリーンセンターは、全市民が対象で、必要に応じて利用でき、健康の増進や文化的生活の向上に寄与するサービスを提供する施設であることから、コストを公費と受益者で負担するものである。そのため、市が設定した受益者負担率は 50%である。

これに対して、実際の受益者負担割合は 14.6%であり、市が設定した受益者負担率の 3 割にも満たなかった。

【指摘 20】「使用料の見直し」通知の順守

「第 3 章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 6 有料施設の利用料に関する川口市の考え方、方針等 （5）実際の負担割合」参照。

（3）現金・預金の管理

ア 現金実査の結果

No.	対象	金額	確認結果
1	入園料	0 円	○
2	施設利用料（コインロッカー利用料を含む）	53,550 円	○
3	つり銭	1,500,000 円	○

イ 監査で把握した問題点等

（ア）金庫の管理

現金等を保管するための金庫は 3 つあり、これらの金庫は鍵のかかる棚に保管している。棚の鍵と金庫の鍵を 1 つにまとめて、現金の管理を

担当する職員の脇机の中に保管しているが、その脇机は鍵がかかっていない。3つの金庫のうち1つは使用されておらず、また3つともダイヤル式の鍵であるにも関わらずダイヤル部分を使用せず固定していた。

【指摘 36】金庫の管理について

金庫には現金等の貴重品を保管しているので、盗難のリスクを減らすためには、棚の鍵と金庫の鍵は別の場所に保管することが望ましく、また保管場所にも鍵をかけるべきである。

使用していない金庫は通常の備品と同様の場所に保管することで、鍵のかかる棚の有効活用につなげることができる。金庫等の備品は市の財産であり、グリーンセンターで使用する予定がないのであれば、他の所管課も含めて有効活用するべきである。

ダイヤル部分を固定していると、ダイヤル式の鍵を使用していないことが明白であり、盗難リスクが高いと言える。ダイヤル式の鍵を固定せずに使用する、または、ダイヤル式の鍵が使用に適していないのであれば、ダイヤル式の鍵がない金庫に替える等の改善をするべきである。

(イ) 旧入園券

旧料金のため現在は使用することができない入園券が、棚の中に大量に保管されていた。

【指摘 37】旧料金に基づく入園券は廃棄するべきである。

料金改定により使用することのできなくなった旧料金の入園券を適時に廃棄することで、盗難などのリスクを減らすべきである。

(4) 未収金の管理

該当なし。

(5) 委託費

平成30年度の業務委託契約は、一般競争入札が0件、指名競争入札31件、随意契約20件、一者随意契約が16件あった。各契約方法の中から高額な契約案件を1件抽出し、その契約内容を検証した。

ア 植物園清掃等管理委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 30 年 4 月 1 日	
2	履行場所	グリーンセンター	
3	業務委託料（税込）	28,728,000 円	
4	契約保証金		免除
5	支払い条件	2,394,000 円	12 分割支払いの 1 回分
6	受注業者	農事組合法人川口市花き生産組合（川口市）	
7	契約方法	指名競争入札	
8	契約締結伺書	平成 30 年 4 月 1 日	決裁日
9	業務検査結果通知書		毎月発行
10	予定価格	**, ***, *** 円	
11	落札率	**. *%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号）

b 指名業者選考

審査結果通知書：平成 30 年 3 月 14 日

契約執行伺書：平成 30 年 3 月 14 日（起案日）

平成 30 年 3 月 16 日（決裁日）

c 入札結果（平成 30 年 3 月 27 日）

（単位：円）

業者名	金額（税抜）	結果
農事組合法人川口市花き生産組合	26,600,000	落札
川口造園協同組合	27,130,000	
農事組合法人安行総合植木生産組合	27,500,000	
協同組合川口園芸販売	27,300,000	
一般社団法人川口市造園業協会	26,850,000	

d 変更契約の理由

該当なし。

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 作業人数

業務委託契約書に添付されている特記仕様書によれば、作業員が 0 となる日は、事前に担当者に報告し承認を得ることになっている。各月の植物園清掃等管理委託作業月報を確認したところ、作業人数が 0 となる日が散見された。しかし、担当者への事前報告書及び担当者による承認書は見当たらなかった。

【意見 27】作業員が 0 の場合の取扱い

業務委託契約書の特記仕様書によれば、作業員が 0 となる日は事前に担当者に報告し承認を得ることになっているが、担当者への事前報告書及び担当者による承認書は見当たらなかった。

しかし、その事前報告及び承認が口頭によるものなのか、あるいは書面によるものなのかは、特記仕様書で確認することができなかつた。作業員が 0 となることは特別なことであるから、その事前報告及び承認は明確にしておく必要がある。そのためにも、書面での手続きとして、記録が残るようにしておくべきと思料する。

b 作業内容

業務委託契約書に添付されている委託仕様書によれば、各作業内容が列記されているのみで、作業の頻度が明確には示されていなかつた。

【意見 28】作業内容の頻度の明確化

作業内容には、毎日実施するものや、定期的に実施するもののように、その頻度に違いがあるはずである。そして、定期的に実施する作業でも、週単位、月単位、あるいは不定期に実施するものに分かれることは必ずある。市は、受注業者に対してそれらを明示して委託する必要があると考えるが、実際の仕様書にはそれが明確化されていない。

市の意向が正確に伝わるようにするために、仕様書の中で作業の頻度を明確化するのが望ましいと考える。今後の契約書締結の際には、この点を念頭において、仕様書の書き方について検討すべきと思料する。

c 契約保証金

本契約において、契約保証金は免除となっている。そのため、業務委託契約細目には契約保証金の規定が無い。

【意見 29】契約保証金の徴収

業務委託契約の契約保証金の取扱いについて「契約事務の手引き」により確認したところ、通常の場合においては、川口市契約に関する規則第 20 条第 4 号に基づき免除することになっていた。

しかし、契約保証金は契約者が契約上の義務の履行を確保するために徴する担保であり、債務不履行の事態が発生した場合に、その損害の補填を容易にするためのものであることから、業務委託契約であっても、きちんと徴収すべきと思料する。

イ 温室ガラス清掃委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 1 月 31 日	
2	履行場所	グリーンセンター	
3	業務委託料（税込）	498,960 円	
4	契約保証金		免除
5	支払い条件		業務完了後一括払い
6	受注業者	株式会社宮下ビルサービス (川口市)	
7	契約方法	随意契約	
8	契約締結伺書	平成 31 年 1 月 25 日	決裁日
9	業務検査結果通知書	平成 31 年 2 月 26 日	

(イ) 契約方法

a 契約形態

随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

b 業者選考

契約執行伺書：平成 30 年 1 月 11 日（起案日）

平成 31 年 1 月 15 日（決裁日）

c 見積合せ結果（平成 31 年 1 月 25 日）

(単位：円)

業者名	金額（税抜）	結果
株式会社セイビ埼玉	580,000	
株式会社宮下ビルサービス	462,000	決定

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 契約保証金

「ア 植物園清掃等管理委託」と同様。

【意見 29】契約保証金の徴収

「ア 植物園清掃等管理委託 (ウ) 監査で把握した問題点等 c
契約保証金」参照。

ウ グリーンセンターパークマネジメント調査委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 30 年 7 月 19 日	
2	履行場所	グリーンセンター	
3	業務委託料（税込）	9,848,304 円	
4	変更業務委託料（税込）	1,934,496 円	増額
5	契約保証金		免除
6	支払い条件		業務完了後一括払い
7	受注業者	(株)フジテレビジョン 総合事務局コンテンツ 事業センター	
8	契約方法	一者随意契約	
9	契約締結伺書	平成 30 年 7 月 18 日	決裁日
10	委託検査結果通知書	平成 31 年 3 月 26 日	
11	委託料上限額（税込）	9,850,000 円	
12	契約率	99.98%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

一者随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

b 業者選考

契約執行伺書：平成 30 年 7 月 4 日（起案日）

平成 30 年 7 月 5 日（決裁日）

c プロポーザル評価結果（平成 30 年 6 月 27 日）

4 者によるプロポーザル評価の結果、最高評価点を獲得したのが株式会社フジテレビジョンであった。

d 変更契約の理由

当初は、受注業者によりエリアごとの多くの提案を行い、今後の改修計画の基礎資料とする形であった。しかし、次年度以降の改修計画をより早く進める形となり、事業イメージ提案だけではなく、より具体的な成果を求めることとなり、施設全体の鳥瞰図等や概略事業費の算出なども必要となつたため。

（ウ）監査で把握した問題点等

a プロポーザル審査の評価配点

プロポーザル審査のための評価項目として、業務実績、資格能力、業務実施体制、提案内容（7 項目）、提案価格の 11 項目が用いられた。そして、評価項目ごとに採点され、その総合評価結果によって受注業者が決定されていた。

これら審査は適正に実施されており、その審査の経緯及び結果も確認することができた。しかし、評価項目ごとの配点を確認したところ、項目の比重に偏りがあると感じられた。

【意見 30】プロポーザル審査の評価配点

プロポーザル審査の結果、総合評価点の結果により株式会社フジテレビジョンが受注者となっている。このこと自体は問題ないが、評価配点の中で気になる箇所があった。具体的には、評価項目の中の「業務実績」及び「資格能力」の評価配点である。

市は、パークマネジメント調査という新しい事業であることから、提案内容の発案力及び合理性等を重要評価項目とし、その配点に重きを置いた。しかし、グリーンセンターの再生は市の大規模プロジェクトであることから、失敗のない業務執行が求められる。パークマネジメント調査がそのベースとなることを考慮に入れ、業務実績等の評価配点を若干多目にしても良かったのではないかと思料する。

b 契約保証金の取扱い

業務委託契約書を閲覧したところ、契約保証金の取扱いを確認することができなかつた。そこで、その他の資料を閲覧した結果、契約執行同書に契約保証金が免除と記載されていることが確認できた。

【指摘 38】契約保証金免除の明記

「契約事務の手引き」によれば、通常の場合は契約保証金を免除することになっているが、原則的には徴収することになっている。よって、契約書に何も記載が無いのであれば、原則的な取扱いが優先され、契約保証金を徴収する必要が生じる。

契約執行同書の決裁により免除となっているのであるから、その点を明らかにするために、契約書に免除である旨を明記すべきであった。

(6) 労務管理

ア 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

所長 1 名、副所長 1 名、その他職員が 21 名である。

イ 平成 30 年度の時間外勤務、年次有給休暇の取得状況等

平成 30 年度における時間外勤務を実施した職員 15 名の時間外勤務時間は、1 年間の総合計で 1,677 時間であり、平均時間外勤務は 111 時間であった。その内、年間の時間外勤務が一番多い人が 177 時間であり、一番少ない人が 41 時間であった。

有給休暇の取得日数は、職員 23 名の合計で 146 日であり、平均は 6 日であった。